

平成 18 年 № 7

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

学生相談支援センターを新たに設置することに伴い，改正を行うものである。

承認経過

平成 18 年 2 月 1 日 役員会 審議承認

平成 18 年 2 月 1 日 部局長会 審議承認

平成 18 年 2 月 1 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成18年 2 月 2 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年学則第 1 号

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の
右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学生相談支援センターを新たに設置することに伴い、改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (施設及びセンター) 第9条 本学に次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター <u>(11) 学生相談支援センター</u> 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成18年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (施設及びセンター) 第9条 本学に次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。 〔省略〕